

重要事項説明書



株式会社 愛 慈

あ ふれ愛うこころ・・・ つなく想い・・・



株式会社 愛慈
あみ訪問看護ステーション

(令和6年6月1日現在)

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社愛慈 あみ訪問看護ステーション
所在地	〒264-0021 千葉県若葉区若松町 531-578
事業所指定番号	千葉県指定事業所番号 1260190769号
管理者連絡先	池田 さゆり 電話:043-304-1120
サービス提供地域	千葉市、四街道市、佐倉市、八街市

2. 当事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	業務管理を行います。	1名（常勤）
訪 問 看 護 師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	3名（常勤） 2名（非常勤）
理 学 療 法 士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	2名（常勤） 名（非常勤）
作 業 療 法 士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
言 語 聴 覚 士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	名（非常勤）
事 務 担 当 職 員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 名（非常勤）

3. サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	サービス提供時間
月曜日から金曜日まで (注)土・日・祝 年末年始(12/30～1/3)は休日となります	9:00 から 18:00 まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には上記時間以外での訪問看護活動を行っています。

※役所への福祉保健サービス課への情報を提供します。

※24 時間対応体制加算 利用する 利用しない（いずれかに○を付けて下さい）

「利用する」の場合、別紙の専用電話番号にてコール対応が可能となります。

- 訪問看護での対応は、緊急事態等における電話相談です。
- 電話を頂いた際は、状態をお聞きし対応致します。
- 状況により、ただちに救急車を御願いすることもあります。
- 医療に関する相談以外は、対応致しかねます。ご了承下さい。

4. サービス内容

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病状の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) 在宅リハビリテーション（訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代わりに、理学療法士・作業療法士・看護師による生活に合わせた機能向上、生活の質の向上の援助をし、看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います）
- (5) 認知症の看護（介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- (6) 終末期の看護
- (7) その他（介護指導、生活指導、家族の健康管理の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用具・生活用具・在宅サービスの利用相談）

＊サービスの内容により、ケアに必要な消耗品や器具・衛生材料をご用意いただく場合がございます。

- また、ご自宅で使用した水道や電気などは利用者負担となります。
- 買い物等の家事援助・病院への付き添いも対象外となります。

5. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 基本利用料その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書・領収書を交付いたします。
- (2) ご利用料金の詳細は別紙「医療保険の訪問看護料金表」をご参考にしてください。

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) サービス実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
 - (2) サービス実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
 - (3) サービスの提供にあたり、虐待の防止、ハラスメントの防止を目的とした委員会を設置し、管理者を選任しています。また、職員に対して、啓発、普及するために定期的に教育を行います。
- ◇虐待・ハラスメント防止管理者（相談窓口）

（電話 043-304-1120）

7. 秘密保持

当事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業所に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. サービスのキャンセルについて

- (1) 利用者がサービス利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：043-304-1120
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日の18時00分までにご連絡ください。
ご連絡がなく弊社職員がサービス実施に伺った場合などは、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
- (3) キャンセル料金・介護保険(通常の利用料金) 医療保険 3,000円

※ただし、利用者の容体急変など、緊急かつやむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

9. 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、損害を賠償すべき事故であった場合は、その損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情処理

サービス提供に係る利用者やその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置しております。また、利用者またはその家族が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

11. 身体拘束について

サービスの提供に際し、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者またはその家族に説明し、同意を得ます。また、実施状況を記録いたします。

12. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に関催するなど、必要な措置を講じます。また、計画は定期的に見直しを行います。

● 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	043-304-1120
FAX 番号	043-304-1121
担当者	池田 さゆり
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

※苦情相談は当事業所以外に市役所の苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話
千葉市	介護保険事業課	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043(245)5068
中央区	高齢障害支援課	260-8511	千葉市中央区中央 4-5-1	042(221)2198
花見川区	高齢障害支援課	262-8510	千葉市花見川区瑞穂 1-1	043(275)6401
稲毛区	高齢障害支援課	263-8550	千葉市稲毛区穴川 4-12-4	043(284)6242
若葉区	高齢障害支援課	264-8550	千葉市若葉区貝塚 2-19-1	043(233)8264
緑区	高齢障害支援課	266-8550	千葉市緑区鎌取町 226-1	043(292)9491
美浜区	高齢障害支援課	261-8581	千葉市美浜区真砂 5-15-2	043(270)4073
四街道市	高齢者支援課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)6127
佐倉市	高齢者福祉課	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043(484)6243
八街市	高齢者福祉課	289-1192	八街市八街ほ 35-29	043(443)1491

相談窓口	千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係
所在地	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
電話	043(254)7428

11. 運営法人の概要

事業所	株式会社愛慈 あみ訪問看護ステーション
代表者	深山 英貴
管理者	池田 さゆり
所在地	〒264-0021 千葉市若葉区若松町 531-578
連絡先	043-304-1120

【説明確認欄】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

【事業所】

所在地：〒264-0021 千葉県若葉区若松町 531-578

事業所名：株式会社愛慈 あみ訪問看護ステーション

代表者：深山 英貴

【事業所】

所在地：〒264-0021 千葉県若葉区若松町 531-578

事業所名：株式会社愛慈 あみ訪問看護ステーション

管理者：池田 さゆり

年 月 日

説明者 _____

【利用者確認欄】

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 _____

平成29年 4月 1日 施行
平成29年 7月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
平成31年 3月 1日 一部改定
令和 2年 2月15日 一部改定
令和 3年 5月 1日 一部改定
令和 3年11月 1日 一部改定
令和 5年11月 1日 一部改定
令和 6年 4月 1日 一部改訂
令和 6年 6月 1日 一部改訂

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

使用する事業所の範囲

利用しているサービスの事業所、これから利用予定のあるサービスの事業所、利用関係者、行政等

使用する期間

年 月 日 から 契約終了まで

条件

個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。

個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年 月 日

あみ訪問看護ステーション 御中

（利用者） 住所： _____

氏名： _____

（利用者の家族） 住所： _____

氏名： _____

（代理人） 住所： _____

氏名： _____